

2025年3月31日

各 位

会 社 名 株式会社エイチ・アイ・エス 代表者名 代表取締役社長(CEO) 矢田 素史 (コード番号 9603 東証プライム) 問合せ先 常務取締役 経理財務担当 織田正幸 (TEL 050-1746-4188)

当社連結子会社における雇用調整助成金の不正受給および不適正受給 に関するお知らせ

当社連結子会社における雇用調整助成金の受給に関して、2025 年 3 月 21 日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、新たに不正受給および不適性受給認められました。これを受けて、当該調査報告書を基に算定した返還見積額を 2025 年 3 月 31 日開催の取締役会で決議しました。

記

1. 経緯

当社は、2024年11月25日付「当社連結子会社における雇用調整助成金の受給に関する調査および2024年10月期決算発表延期のお知らせ」、および2024年12月13日付「当社グループにおける雇用調整助成金の受給に関する調査について(続報)」のとおり、当社の連結子会社である株式会社ナンバーワントラベル渋谷における雇用調整助成金の不正受給の疑義、および当社グループ全体における雇用調整助成金の受給に関する問題の有無を確認するため、2024年12月13日付で、専門性・客観性を確保した外部専門家等により構成される特別調査委員会を組成し、調査を進めるとともに、同問題の背景に当社グループ全体におけるガバナンス上の問題点がないかの検証等も含めた原因分析および再発防止策の提言を求めることといたしました。

当社は、2025年1月27日付「当社における雇用調整助成金等の受給に関する自主返還のお知らせ」のとおり、東京労働局から受給した雇用調整助成金等の一部が過誤にあたると判断され、2025年1月22日付で支給決定取消および約63億円の返還通知書を受け取りました。また、株式会社ナンバーワントラベル渋谷は、2025年1月27日付「当社連結子会社における雇用調整助成金の不正受給について(続報)」のとおり、東京労働局から不正受給に該当するとして、雇用調整助成金の支給決定取消および約1億円の返還通知書を受け取りました。

その後、2025年3月21日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会の調査の結果、当社連結子会社が受給した雇用調整助成金等において、新たに不正・不適正受給が認められました。当社は、この調査結果に基づき、返還見積額を約20億円と算定し、2025年3月31日開催の取締役会で決議しました。

2. 業績に対する影響について

第40期(2020年10月期)から第43期(2023年10月期)の各期間において、特別利益として計上していた助成金収入の訂正による減少額は約20億円です。なお、これに加え、当社と株式会社ナンバーワントラベル渋谷の返還額を合わせた影響額は約84億円になります。

以上